＊＊

**１　入札参加申請について**

入札に参加する場合は、告示に示された期限までに、埼玉西部消防組合制限付一般競争入札参加申請書を持参により提出してください。

**２　来場時の注意事項**

入札会場で御用意できる駐車場には限りがあります。お車で来場した際、来庁者用駐車場が満車の場合はお近くのコインパーキング等を御利用ください。

**３　入札時に必要なもの**

　入場後、入札開始に先立って以下の書類を提出していただきます。

⑴　委任状　　　　　　　　代理人が入札する場合に必要

⑵　名刺　　　　　　　　　契約権限者本人が入札する場合に必要

⑶　入札金額見積内訳書　　入札価格に相当するもの（Ａ４版・規定様式はありません）

**４　委任状について**（代理人が入札する場合）

⑴　代理人をもって入札する場合、必ず委任状を提出してください。

⑵　委任状は、埼玉西部消防組合の書式のものを使用してください。

**５　名刺について**（契約権限者本人が入札する場合）

会社名・住所・職名・氏名が確認できるものを提出してください。

**６　入札金額見積内訳書について**

入札金額見積内訳書は、入札前に名刺又は委任状と併せて提出していただきますので、封かんせずに持参してください。

**７　入札の方法について**

⑴　入札は、入札書により行い、初度の入札で落札しない時は再度入札を行います。入札書は、封筒に入れ封かんして入札箱に投函してください。再度入札の時も同様とします。

⑵　再度の入札でも落札しない時は入札を打ち切り、引き続き再度入札において最低制限価格以上で最低及び次位の価格を入札した者により見積書による見積合せを行い、落札候補者を決定します。

⑶　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０％に相当する額を加算した金額を決定金額とするので、入札書に記載する金額は、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額としてください。

⑷　最低制限価格は、埼玉西部消防組合建設工事等における最低制限価格制度の実施に関する要綱により算出し、別表①から④の額を合計した段階で千円未満の端数は切り捨てることとします。

**８　落札候補者が提出する資料について**

落札候補者となった場合は、入札日の翌日から起算して２日以内に以下の書類を提出してください。

⑴　埼玉西部消防組合制限付一般競争入札参加資格等確認申請書（様式第３号）

⑵　埼玉西部消防組合制限付一般競争入札参加資格等確認資料（様式第４号）

⑶　確認資料には、入札に参加する者に必要な資格を確認するための以下の書類を添付してください。

ア　申請日現在有効な「建設業許可の通知書」の写し

~~イ　類似工事の施工実績を証する書類~~

ウ　配置予定の技術者等の資格証の写し

エ　告示に記載された健康保険等の加入又は免除を証明する書類

~~オ　特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会修了証の写し~~

**９　契約保証金について**（建設業保証を利用しない場合）

⑴　埼玉西部消防組合契約規則により、契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を納付してください。

⑵　現金は、契約日までに納付書兼領収証にて指定金融機関に入金してください。

**10　その他**

⑴　入札開始後到着した者は、入札することができません。

⑵　その他すべて組合の指示により入札してください。

**お問合せ**

埼玉西部消防組合　契約会計課

契約・検査グループ

電話　０４－２９２９－９１３６

FAX　 ０４－２９２９－９１２７